

別 紙 第 2

職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

I 平成26年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例
現行の給料表（指定職給料表を除く。）を、別記第1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第3のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 平成26年12月期の支給月数
ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員
平成26年12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.925月分（再任用職員については、0.425月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を1.60月分（再任用職員については、0.75月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成26年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.125月分（再任用職員については、0.525月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.00月分（再任用職員については、0.95月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成26年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.225月分（再任用職員については、0.525月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.20月分（再任用職員については、0.95月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

平成26年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.025月分とし、勤勉手当の年間支給月数を1.80月分とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

平成26年12月に支給する期末手当の支給月数を1.80月分とし、期末手当の年間支給月数を3.20月分とすること。

(2) 平成27年6月期以降の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.80月分（再任用職員については、それぞれ0.375月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.00月分（再任用職員については、それぞれ0.475月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.10月分（再任用職員については、それぞれ0.475月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.90月分

とすること。

- オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員
6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.525月分及び1.675月分とすること。

3 実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2の(2)については、平成27年4月1日から実施すること。

II 給料月額と地域手当との配分変更等及び諸手当の改定

1 給料表

(1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例

ア Iの1の(1)による改定後の給料表のうち行政職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の3級及び4級を廃止して新たに3級を設置し、各給料表を別記第6のとおり改定すること。

イ Iの1の(1)による改定後の給料表のうち公安職給料表、医療職給料表(一)及び教育職給料表並びに現行の指定職給料表を、別記第6のとおり改定すること。

ウ 上記アによる改定後の給料表適用の日における職員の職務の級及び号給は、別記第9の切替要領によること。

エ 上記イによる改定後の給料表適用の日における職員の職務の級及び号給は、その適用の日の前日における職務の級及び号給と同一とすること。

オ 上記アによる改定後の各給料表の3級を適用する標準的な職務は、課長代理及びこれに相当する職の職務とすること。

(2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

Iの1の(2)による改定後の給料表を、別記第7のとおり改定すること。

- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
Iの1の(3)による改定後の給料表を、別記第8のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 地域手当

地域手当の月額、給料、給料の特別調整額（管理職手当）及び扶養手当の月額の合計額に、100分の20を乗じて得た額とすること（島しょ地域等を除く。）。

(2) 単身赴任手当

単身赴任手当の月額について、現行の23,000円を7,000円引き上げて30,000円とすること。

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

(3) 管理職員特別勤務手当

ア 職員の給与に関する条例又は学校職員の給与に関する条例に基づき管理職員特別勤務手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ 上記アの管理職員特別勤務手当の額は、上記アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で定めること。

3 実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。